三浦市公共下水道(東部処理区)の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例(案)の 概要

1 趣旨【第1条関係】

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI法」という。)第 18 条の規定に基づき、三浦市公共下水道事業計画区域(東部処理区)の総体のうち、処理場、ポンプ場及び管路施設(ただし、下水の排除方式は分流式であり、汚水のみを対象とする。以下「対象施設」という。)の公共施設等運営権(PFI法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。)に係る実施方針(PFI法第 5 条第 1 項に規定する実施方針をいう。)に関し必要な事項を定めるもの。

2 運営権の設定【第2条関係】

市長は、PFI法第16条の規定に基づき、選定事業者(PFI法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。)に、対象施設の運営等(PFI法第2条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。)に係る運営権を設定するもの。

3 民間事業者の選定手続【第3条関係】

対象施設に係る選定事業者として選定されようとする民間事業者を公募するとともに、民間事業者 に対象施設の運営等に関する提案書等を提出させることを定めるもの。

また、提案書等の提出があったとき、次に掲げる基準に照らして審査し、対象施設に係る選定事業者を選定するもの。

- (1) 対象施設の運営等に関する提案が、当該運営等の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- (2) 前号の提案に沿った運営等を安定して行う人員、資産その他の技術的能力及び経営能力が 運営権の存続期間を通じて確保されていること又は確保できる見込みがあること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、民間事業者の有する技術、経営資源及びその創意工夫等が十分に発揮され、対象施設の運営等が低廉かつ安定して行われるために市長が必要であると認めたものであること。

4 運営等の基準【第4条関係】

公共施設等運営権者(PFI法第9条第4号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下「運営権者」という。)は、民間事業者の有する技術、経営資源及びその創意工夫等を十分に発揮し、対象施設の運営等を低廉かつ安定して行わなければならないことを定めるもの。

5 業務の範囲【第5条関係】

対象施設の運営等に関し、運営権者が行う業務を定めるもの。(ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務は除く)

(1) 対象施設の経営に関する業務

- (2) 対象施設の各種計画支援に関する業務
- (3) 対象施設の改築に係る企画、調整、実施に関する業務
- (4) 対象施設の維持管理に係る企画、調整、実施に関する業務
- (5) 管路施設の増築に係る企画、調整、実施に関する業務
- (6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要であると認めた業務

6 利用料金【第6条関係】

三浦市公共下水道(東部処理区)の使用者は、運営権者に対し、利用料金(PFI法第2条第6項に規定する利用料金をいう。以下同じ。)を納めなければならないとするもの。

また、利用料金の額は、三浦市下水道条例(平成9年三浦市条例第5号。以下「条例」という。)に 定める使用料の額に100分の90の範囲内で市長の定める割合を乗じて得た額に相当する額とするも の。あわせて、条例中の使用料に関する規定の準用又は読み替えについて定めるもの。

※ 市が実施した財政シミュレーションによると、事業期間内における上記の割合は 79.0%~83.5%である。上記の割合の変更は、運営権者からの提案、市との協議を経て変動の余地があることから、条例で定める範囲はその上限とし、余裕をもって 100 分の 90 とした。

7 利用料金の減免【第7条関係】

運営権者は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、利用料金を減免することができることを定めるもの。

8 運営権者の義務【第8条~第9条関係】

運営権者に、次の内容を義務付けるもの。

- (1) 損害賠償
- (2) 秘密保持

9 委任【第 10 条関係】

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることとするもの。

10 施行期日

公布の日